

消防設備保守点検業務処理要領

点検は、消防法（昭和23年法律第186号）及び関係法令に従い実施すること。

1. 点検対象

- (1) 県立日南病院（本館、備蓄倉庫）・・・日南市木山1-9-5
- (2) 医長公舎・・・日南市瀬貝2-8-1
- (3) 医師公舎A・・・日南市木山3-2-6
- (4) 医師公舎B・・・日南市木山2-4-13
- (5) 看護師宿舎・・・日南市中平野3-3-32
- (6) ひなた保育園・・・日南病院敷地内

2. 点検設備

別紙「点検項目一覧」のとおり

3. 点検の種類、回数

- (1) 機器点検（外観、機能等） 1回
- (2) 総合点検（作動、総合機能等） 1回
- (3) 臨時点検
 - イ) 消防用設備に障害があることを発見し、もしくは甲からこの旨の連絡を受けたとき
 - ロ) その他、甲が必要と認めたとき
- (4) 防火対象物及び防災対象物定期点検 1回
- (5) 防火設備検査 1回

4. 点検毎の報告書類は、次のとおりとする。

- (1) 消防用設備等点検結果報告書 ～2部（消防署提出1部、県提出1部）
- (2) 防火・防災対象物定期点検報告書 ～2部（消防署提出1部、県提出1部）
- (3) 不良個所一覧表 ～1部（県提出）

5. 業務完了報告書の提出

委託契約完了後、業務完了報告書を提出すること。

6. その他

- (1) 消防用設備に故障がある場合及び正常に作動していない場合は、直ちにその原因を調査し、その結果を報告すること。
- (2) 甲が当該設備を使用して行う防災訓練の企画・立案・実施（取扱い指導、立会を含む）の補助を行うこと。
訓練は部分訓練と総合訓練の2回。ただし部分訓練は複数日となる。